

業 種	積算基準 (参考資料)
-----	-------------

(H30)

改 正	現 行	備 考
<p>第1編 総則</p> <p>第2章 積算基準 (参考資料)</p> <p>第1節 積算基準</p> <p>1-6 技術者基準日額時間外手当の算出</p> <p>(2) その他</p> <p>割増賃金部分は、各業務の直接人件費に対する割合により積算する経費 (機械経費、通信運搬費等、材料費等) の対象としない。但し、水文観測業務の内、流量観測業務については、割増賃金部分も経費 (精度管理費含む) の対象とする。</p>	<p>第1編 総則</p> <p>第2章 積算基準 (参考資料)</p> <p>第1節 積算基準</p> <p>1-6 技術者基準日額時間外手当の算出</p> <p>(2) その他</p> <p>割増賃金部分は、各業務の直接人件費に対する割合により積算する経費 (機械経費、通信運搬費等、材料費等) の対象としない。</p>	